

## 監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき行った定期監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年3月26日

東海市監査委員 田村 康隆

同 森本 真治

同 早川 直久

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 名和中学校、渡内小学校、上野中学校、船島小学校、  
富木島中学校、三ツ池小学校、加木屋南小学校、平洲中学校、  
平洲小学校
- 3 監査の着眼点  
東海市監査基準に従って、財務に関する事務の執行が法令の本旨に沿って適正に実施され、その組織及び運営の合理化に努めているか。
- 4 監査の実施内容
  - (1) 監査の期日 令和3年1月12日、14日、15日（3日間）
  - (2) 監査の範囲 平成31年4月1日から令和2年10月31日まで
  - (3) 監査項目
    - ア 予算の執行状況
    - イ 財産の管理
    - ウ その他監査委員が必要と認める事項
- 5 監査結果  
特に指摘する事項は見受けられなかった。